

会議名	(仮称) 矢板市まちづくり基本条例策定委員会第5回会議
日時	平成22年2月17日(水)午後7時00分～8時30分
場所	市役所 2階 本館会議室
出席者	市 只木秘書政策室長、鈴木政策班長 政策班 赤羽主幹、和田副主幹、杉山主査、高瀬主任 策定委員 別紙名簿のとおり
<p>1 開会(政策班 赤羽主幹) 開会及び資料の確認</p> <p>2 あいさつ(会長) おばんでございます。寒い日が続いておりますけれど、本日は、お忙しい中ご出席いただき大変有り難うございます。新聞を開いてみますと、宇都宮で2月に1センチ以上の雪があったのは4回、24年ぶりということです。天気予報では来週あたりから暖かくなっていくのかと思います。春もそこまで迫ってきているこの頃です。</p> <p>話が変わりますが、宇都宮に東武グランドホテルがありますが、ここで毎月開催されている講演会があります。1月6日に講演会があり「新たな自治のあり方について」という講演があり、地方自治法には、県や市町村のあり方、つまり団体自治のあり方、情報公開、市民参加、政策評価、住民投票などの住民自治に関する規定が一切記載されていないということっておられました。今の地方自治法だけでは足りないということをおられました。</p> <p>したがって、住民自治に関するルールを定めた条例が必要であるということをおられました。まさにその通りであると思いました。</p> <p>さて、今日は、前回の骨子の部分、案を提示されておりますので、この中にさらに細かい項目、条にあたる部分で中項目ですが、これを検討していただくこととなります。なお、この案はたたき台でありますので、ここに加えたいものや修正したいものについても検討して頂きたいと思っております。</p> <p>3 まちづくり基本条例骨格の検討3 (1) 矢板市の条例に盛り込みたい項目についての検討(ワークショップ) まちづくり基本条例に盛り込みたい項目2</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今日の進め方について事務局より説明</li> <li>・その後各班で中項目について検討を行った。 なお、前回に引き続きA班とD班は合同で作業を行う。</li> <li>・時間の都合により各班での検討内容については、事務局でとりまとめをして、後日次回の会議で検討できるように各委員に送付することとした。</li> </ul>	





#### 4 その他

次回の日程について

・第6回 日時：3月16日(火)午後6時30分から

場所：第1委員会室

内容 中項目及び大項目について全体で協議をして最終的な骨格案を作成予定

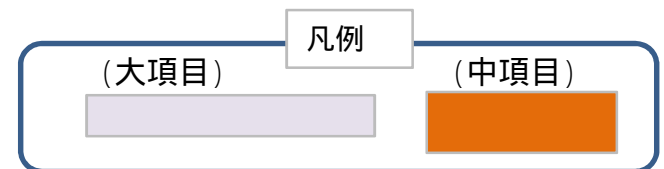
5 閉会 20:30



B班

前文	
総則	目的 用語の定義
まちづくり基本原則	住民自治の原則 市民参加の原則 情報共有の原則
役割と責務	
市民	市民の権利 市民の役割と責務
執行機関(名称変更)市長・職員	執行機関の役割 執行機関の責務 市長の責務 職員の責務 意見・要望・苦情等への応答義務 職員の研修体制等
議会	議会の役割と責務 議員の役割と責務 議会の公開と市民参加 議会基本条例の制定
事業者(追加)	事業者の権利・義務
市政運営	財政運営 組織 説明責任
情報公開と共有	情報の公開・提供 情報の共有 会議の公開と記録化 個人情報の保護
市民参加	市民参加の権利 参加機会の保障 市民参加の議会
住民投票	住民投票
行政評価	行政評価
自治体間の連携	市外の人々との連携 他の自治体等の連携 国際交流及び連携
条例の位置付け	条例の見直し 最高規範性

班内未調整項目



前文									
総則	目的	用語の定義	基本理念						
まちづくり基本原則	情報の共有 (情報の公開)	情報公開と共有	住民参加 (協働)	市民参加	住民主役	地域 (コミュニティ)			
役割と責務									
市民	市民の権利	市民の義務							
議会	議会の責務	議員の責務							
市長 職員	市長の役割と 責務	職員の責務							
市政運営	行政運営 の原則	説明責任	情報公開	公平・公正 透明性	財政運営 と管理	パブリックコ メント	個人情報 の保護	地域社会 との交流	
住民投票	住民投票								
行政評価	行政評価								
自治体間の連携	他の自治体 との関係	国際交流	広域連携						
条例の位置付け	条例の見直 しと検討								

